2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第四条第十三項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　自己資本比率告示第五十六条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

二　自己資本比率告示第五十七条及び第六十条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

（金融機関間取引）

第六条　規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）

八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

九　農林中央金庫

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十二　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者

十三　金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者

十四　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

十五　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

十六　短資業者（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）に掲げる者をいう。）

十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）

十九　外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者

二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額

二　令第四条第十三項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

三　令第四条第十三項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

四　第五条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

五　第五条各号に掲げるもの発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

六　規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

七　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　信用の供与等を行う銀行が海外営業拠点を有する場合　自己資本比率告示第二条各号又は第十四条各号の算式において調整項目の額とされる額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条の算式において調整項目の額とされる額

八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金の額

イ　対象取引（当該同一人自身の信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。

ロ　同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

ハ　相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。

ニ　継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

ホ　対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2　規則第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　前項第一号から第六号までに掲げる額

二　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該銀行持株会社が海外営業拠点を有する銀行を子会社としている場合　連結自己資本比率告示第二条各号の算式において調整項目の額とされる額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　連結自己資本比率告示第十四条の算式において調整項目の額とされる額

三　前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号に掲げる子法人等をいう。）又は関連法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第二号に掲げる関連法人等をいう。）である銀行に対する預金をいう。）の額

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条　規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社とする。

2　規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。